

2026年6月25日

お客さま各位

口座の売買・譲渡・譲受・貸借の禁止について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

名古屋銀行では、銀行口座（通帳・キャッシュカード・インターネットバンキングのID/パスワード）の売買・譲渡・譲受・貸借を禁止しています。また銀行口座の売買は有償・無償、売る側・買う側、利用する側・利用させる側を問わず犯罪です。

当行では、銀行口座の売買・譲渡・譲受・貸借が判明した場合、すべての口座の利用停止など取引を制限するほか、以後新たな取引をお断りいたします。

売買・譲渡・譲受・貸借が行われた口座は、本人の知らないところで振り込め詐欺やマネー・ローンダリングに悪用される危険があります。銀行口座の売買・譲渡・譲受・貸借の話にのってしまうと犯罪に加担するおそれがありますので、絶対に応じないでください。

[全国銀行協会「銀行口座の売買」](#)（外部サイト）

なお、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律が2026年6月10日に公布され、そのうち預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ等に係る規定については、2026年7月10日から施行されることとなりました。

	改正前	改正後
下記以外	1年以下の拘禁刑 又は100万円以下の罰金	3年以下の拘禁刑 又は500万円以下の罰金
業として行われるもの	3年以下の拘禁刑 又は500万円以下の罰金	5年以下の拘禁刑 又は1,000万円以下の罰金

以上